

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正する法律が、平成29年6月16日に公布されました。特に関係する改正内容と規則改正について説明します。

1 廃棄物の適正処理の確保に関する課題への対応

平成28年1月に発覚したダイコ事件（食品廃棄物の不正転売）等不適正処理事案が発生した。
①許可取り消し後の廃棄物処理業者が廃棄物をなお保管している場合における体制強化が必要。
②電子マニフェストの活用による、不適正事案の早期把握や原因究明等が必要。

（法改正内容）

- ①許可を取り消された者等に対する措置の強化
許可を取り消された産業廃棄物処理業者、事業を廃止した産業廃棄物処理業者に対し、改善命令に相当する命令を発出できる措置及び排出事業者に対し適正処理困難物である旨の通知が義務付けられる。（法第19条の10、法第14条の2第4項、第14条の3の2第3項等）
- ②マニフェスト制度の強化
マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化する。（法第27条の2）
特別管理産業廃棄物を多量（年間50t以上）に排出する事業者に電子マニフェストの使用を義務付ける。3年内の施行（法第12条の5第1項）



2 有害使用済機器の適正な保管等の義務付け（法第17条の2）

雑品スクラップ（電気電子機器等のスクラップ等）は鉛等の有害物質を含み、環境保全措置が充分に講じられていないまま、破碎や保管がされていることにより火災の発生や有害物質等の漏洩等生活環境保全上の支障が発生している課題として、有価で取引され、廃棄物に該当しない雑品スクラップ等の保管等に際して、行政による把握や基準を遵守させること等管理が必要。

（法改正の内容）

- 雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済み機器について、物品の保管又は処分を業として行う者に対する、都道府県知事への届出、書類基準の遵守等を義務付けられる。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正について

①産業廃棄物処理号許可申請書の申請様式について

産業廃棄物処理業の許可申請書類及び許可申請書添付書類については、都道府県で様式が異なるので、添付書類の様式を統一するために様式6号の2を定めた。（平成29年10月1日から施行）

②産業廃棄物処理業変更届及び産業廃棄物処理施設変更届出について

役員変更の場合、法人にあっては、登記事項証明書の添付が必要であり、その報告期日を30日以内とする。
(変更届は10日以内であったのが30日以内となった。平成29年5月15日から施行)

平成29年度 県政について県議会に要望活動

三重県産業廃棄物協会は、会員様から頂いた要望について、7月14日に県議会自民党に、8月21日県議会新政みえに対して、木村会長等役員6名が5項目の要望し意見交換しました。

①（仮称）産業廃棄物適正処理推進功労者に関する三重県知事表彰の創設

産業廃棄物の適正処理推進に多大な貢献をした事業者に対し、「三重県知事表彰」を創設していくよう要望しました。

②優良認定産廃事業者の活用

県等が入札・契約する場合には「優良認定産廃業者」を活用するよう要望しました。

③電子マニフェストの普及促進

産廃処理業者が電子マニフェストを利用すれば、情報処理センターからの報告書を県条例報告とするよう要望しました。

④廃棄物処理法施行規則第12条の8に規定する「軽微な変更」

どこまでが軽微な変更の申請に該当するのか具体的に示していただくよう要望しました。

⑤「選別」の許可

破碎・圧縮等の中間処理の前段で行う選別行為の許可の考え方の整理をお願いしました。

三重県からのお知らせ

水銀廃棄物の適正処理に新たな対応が必要となります。

1. はじめに

平成25年10月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、条約締結に向け、「水銀汚染防止法」の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令の改正等が行われました。廃棄物処理法の改正内容のうち、廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定等については、平成28年4月から施行されていますが、廃水銀等の処理基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準等が、平成29年10月1日から施行されます。

2. 新たな廃棄物の区分（平成29年10月1日から施行）

○水銀使用製品産業廃棄物

一部の電池、蛍光ランプ、水銀体温計、水銀式血圧計等の水銀又はその化合物を使用した製品が産業廃棄物となつたもので、以下のものが対象となります。

- ①廃棄物処理法施行規則別表第四に掲げるもの〔例：水銀電池、蛍光ランプ等〕
- ②①の水銀使用製品を組み込んだ製品（ただし、別表第四下欄に×印があるものに係るもの除外。）
- ③水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品

○水銀含有ばいじん等

以下のものが対象となります。

- ①水銀を15mg/kgを超えて含有する燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥
- ②水銀を15mg/Lを超えて含有する廃酸、廃アルカリ

一部の水銀使用製品産業廃棄物、含有量が1000mg/kg又は1000mg/L以上の水銀含有ばいじん等は、あらかじめ水銀を回収しなければなりません。

3. 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準の追加等

排出事業者及び処理業者の方は、以下の新たな措置が必要です。

- ①委託契約書、マニフェスト、産業廃棄物の保管場所の掲示板等において、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれることを明記すること
- ②水銀使用製品産業廃棄物の収集・運搬する場合、破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分すること
- ③水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合、他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること
- ④処分・再生をする場合、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること
- ⑤水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者に委託すること
- ⑥水銀使用製品産業廃棄物は、安定型最終処分場への埋立は行わないこと

【参考】

環境省HP：<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

問い合わせ先

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査班
TEL：059-224-2475 FAX：059-222-8136